

平成20年第2回土別市議会定例会会議録(第2号)

平成20年6月24日(火曜日)

午前10時00分開議

午後 2時39分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員(21名)

| | | | | |
|-----|-----|----------|-----|----------|
| 副議長 | 1番 | 池田 亨 君 | 3番 | 伊藤 隆雄 君 |
| | 4番 | 井上 久嗣 君 | 5番 | 丹 正 臣 君 |
| | 6番 | 粥川 章 君 | 7番 | 小池 浩美 君 |
| | 8番 | 柿崎 由美子 君 | 9番 | 平野 洋一 君 |
| | 10番 | 足利 光治 君 | 11番 | 遠山 昭二 君 |
| | 12番 | 岡崎 治夫 君 | 13番 | 谷口 隆徳 君 |
| | 14番 | 山田 道行 君 | 15番 | 田宮 正秋 君 |
| | 16番 | 斉藤 昇 君 | 17番 | 山居 忠彰 君 |
| | 18番 | 牧野 勇司 君 | 19番 | 菅原 清一郎 君 |
| | 20番 | 中村 稔 君 | 21番 | 神田 壽昭 君 |
| 議長 | 22番 | 岡田 久俊 君 | | |

出席説明員

| | | | |
|---------|-----------|----------------------------------------|-----------|
| 市 長 | 田 効子 進 君 | 副 市 長 | 相 山 慎 二 君 |
| 副 市 長 | 瀧 上 敬 司 君 | 総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局 長 | 鈴 木 久 典 君 |
| 市民部長 | 安 川 登志男 君 | 保健福祉部長 | 宮 澤 勝 己 君 |
| 経済部長 | 相 山 佳 則 君 | 建設水道部長 | 土 岐 浩 二 君 |
| 朝日総合支所長 | 城 守 正 廣 君 | 総務部次長兼 財政課長(併) 選挙管理委員会 事務局 次長 | 三 好 信 之 君 |

市立病院院長 吉田博行君

教育委員会会長 佐々木正雄君

教育委員会会長 朝日保君

教育委員会会長 辻正信君

農業委員会会長 松川英一君

農業委員会会長 伊藤暁君

監査委員 三原紘隆君

監査委員会委員長 谷口春三君

事務局出席者

議事事務局局長 辻本幸慈君

議事事務局局長 藤田功君

議事事務局幹事 浅利知充君

議事事務局幹事 中井聖子君

議事事務局幹事 岡村慎哉君

(午前10時00分開議)

議長(岡田久俊君) ただいまの出席議員は全員であります。これより本日の会議を開きます。

議長(岡田久俊君) ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(辻本幸慈君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

議長(岡田久俊君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで一般質問通告書を提出された方は9名であります。あらかじめ決定しております順序に従い、順次質問を許します。

8番 柿崎由美子議員。

8番(柿崎由美子君)(登壇) 2008年第2回定例会におきまして一般質問を行います。4項目についてお尋ねします。

1項目めは、地域活動と学校のかかわりについてです。

東京日野市における児童殺傷事件等、学童に対する犯罪防止の視点から全国的に学童を安全に守る施策が講じられてきております。土別市におきましても地域住民の協力を求める1施策として、子供110番の家、登下校の児童・生徒に地域の目と声をくださいの運動が展開されています。この運動が提唱されて数年を経過しておりますが、市で配付しているチラシには、登校午前7時から8時まで、下校午後2時から4時まで、この時間内にほんの少し外に出て、子供たちを見守り願いますとあり、事例として、子供とあいさつを交わす、花に水をやる、玄関先を清掃する、犬の散歩など、8事例を掲げ、多くの団体が私たちが応援しますとうたわれています。この運動に地域住民がどの程度参加されているのか、定着度合いの地域ごとの状況をお知らせください。

次に、地域と学校行事のかかわり、学校ごとの現況ですが、人格形成は年齢に応じた人との触れ合いが大きな要素になると言われています。現状の家族構成は、核家族化が定着し、家庭内で異世代の交流の機会は極めて困難な状況にあると思われれます。この隘路解消の一要因として、学校校下ではあいさつ通りの指定、あるいは校下老人クラブとの共同のコスモスロードの取り組みなどがあることは承知いたしております。これは一例に過ぎませんが、児童の成長期には大切な社会体験、異世代交流、青少年の健全育成の視点からも有用なことと考えます。今、あいさつ通り、コスモスロードの例を挙げましたが、観客としての父兄の多くが参加される運動会など、市内の小・中学校の取り組みの実施状況をお知らせください。

2項目めは市立病院の今後についてです。

今時定例会における市長の行政報告では、病院利用者の状況を実数で示されました。この数

値は入院患者で前年度比マイナス8.4%、減収2億500万円、外来患者では前年度比マイナス5.1%、減収2億7,000万円となり、19年度決算では5億円の不良債務が発生し、累計で13億2,000万円になることを明らかにされました。このような状況を踏まえて、行政報告の中では昨年総務省が示した公立病院改革ガイドラインに基づき、市立病院の果たすべき役割などをいま一度検証するとともに、改革に向けたプランやスケジュールを市民の皆様明らかにしながら、今年度秋ごろまでには新たな病院改革プランを策定して経営の健全化を図っていくということを明らかにされました。

市立病院に対する市民の期待の大きいことは私も承知していますし、市立病院関係職員の経営改善に対する真剣さは新聞報道等で十分理解もしています。しかし、公立病院に関する報道の中で、6月13日の市立病院医師急死は公務災害の見出しで報道された内容と、それから札幌圏に医師偏在、地方では体力がもたない、将来に不安、過重労働、悩む勤務医という見出しで2006年末の医師の届け出による統計報告も報道されています。この報道によりますと、勤務時間が長いなどの過重労働のストレス、当直の肉体的疲労が64%、55%が医師不足による過重労働が深刻な状況にあるとあります。更に、6月16日付北海道新聞では、宿直明けで通常勤務8割超の見出しで、北海道がまとめた道内病院の医師の宿直明けに通常勤務に入る状況や超過勤務の勤務実態調査結果が報じられております。この調査には、看護師、検査技師など関係職員の実態は明らかにされておきませんが、土別市立病院の問題としても非常に気になるところで、病院改革プランを策定するに当たって、医師を初め関係職員の労働条件をどう扱うかも含めて想定される内容をお聞かせください。

3項目めの市民の安全・安心については4点お伺いいたします。

1点目は、愛知県の拳銃発砲立てこもり事件や長崎県のスポーツクラブでの散弾銃乱射事件、そして秋葉原の刃物による殺傷事件など、銃刀器を使用した犯罪が全国で多発し、大きな問題となっております。土別市におきましても銃の盗難事件が発生したことはまだ記憶に新しいことと思っております。幸い土別市におきましては銃刀による事件の発生はないと記憶しておりますが、しかし現実には銃刀保持者がおられることも聞き及んでいます。土別市における現況の把握と対応策をお聞かせください。

2点目は、児童に対する虐待についてです。

新聞報道によりますと、道内の児童相談所が対応した児童虐待の件数が2007年度は前年度比1.5倍の1,417件で過去最多となったとあります。上川・宗谷・留萌管内を担当する旭川児童相談所では、2006年度は67件から2007年度には108件と増加率は61.2%となっております。配偶者の暴力が児童に大きな心理的圧迫を与えることになる心理的虐待があったり、また養育の怠慢や拒否、ネグレクトが最も多いとなっておりますが、把握されている土別の現状と再発防止策を明らかにしてお聞かせください。

次に、3点目の自転車通行に対する安全対策についての質問です。

6月1日施行の道路交通法改正で、自転車通行に対する自転車の適正な通行の方法について、

市民の理解を深めるための運動の推進が追加されました。このことによって自転車通行に対する安全対策が問われることとなります。私も早速、実際に自転車に乗ってみまして、車道の中に自転車通行帯が明示されている箇所、白線表示が不鮮明な箇所、明示のない箇所などが多く見受けられました。市民の安全を守る視点から、これらの現状をどう把握され措置されるのか、考え方を示してください。

4点目は、命を守る取り組みについてです。

高齢のひとり暮らしが年々増加している中で、夕張市は高齢者等に病歴などを記入した用紙を容器に入れて冷蔵庫に保管してもらい、傷病時に救急隊が活用するという事業を早ければ本年7月から開始するという新聞報道がありました。救急患者の情報を迅速に把握することを目的として、その用紙にはかかりつけ医、緊急連絡先、服薬歴などを記入して専門容器に入れ、保管場所をどの家庭でも場所がわかりやすい冷蔵庫にしたというのです。市や市消防なども協力して町内会や民生委員が容器保管を呼びかけるというものです。これは高齢化率全国一の夕張市の例であります。この報道記事をどうお読みになられたかの感想と、本市における命を守る類似の取り組みをお聞かせください。

最後に、財政についてですが、市立病院の不良債務は19年度末13億2,000万円となる見込みが示されましたが、この不良債務を含めてどのような内容で財政見通しを立てようとしているのかお考えをお聞きいたしまして、私の一般質問を終わります。（降壇）

議長（岡田久俊君） 田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） 柿崎議員の御質問にお答えを申し上げます。

最初に、市立病院の今後及び市立病院の不良債務を含めた財政の見通しについては私から答弁を申し上げ、地域活動と学校のかかわり、市立病院の経営状況及び市民の安全・安心につきましては、それぞれ担当する部長並びに教育委員会のほうから答弁を申し上げることにいたします。

さきの行政報告でも申し上げましたとおり、市立病院の経営は臨床研修医制度の導入などに伴い、大学医局の医師不足の影響が市立病院にも及んで、18年4月の常勤医20名に対して19年4月には2名減の18名になるとともに、外来診療も19年度から新たに小児科が出張医による対応となったことなどから、入院、外来患者ともに大きく落ち込み、医業収益も大幅な減収となるなど、結果的に新たに5億円の不良債務が発生し、19年度末ではただいまお話しにありましたように13億2,000万円となったところでございます。

病院経営は、本市立病院に限らず全国の多くの公立病院が医師不足、診療報酬の改定などの影響などから大変厳しい経営状況に置かれており、こうした状況から昨年12月に総務省は公立病院改革ガイドラインを示し、病院を有する自治体は、これを踏まえて20年度中には公立病院改革プランを策定し、病院事業経営の改革に総合的に取り組むこととされておりますので、市立病院にありましては策定に向けての対応を図っているところであります。

改革プランの内容につきましては、具体的な検討はこれからとなりますが、18年度に策定を

した病院経営計画について改めてその内容を精査し、必要な事項にあっては計画に盛り込むとともに、収益確保のため先行して行っている脊椎専門外来や療養診療科外来など、専門外来を立ち上げたこと、病院職員で組織をしている病院改革推進会議においても議論がなされている収益の確保対策や経費の節減対策、更には病院の広報啓発活動などについて盛り込むとともに、平成14年度から19年度までの経営状況についての職員説明会を開催し、病院の経営実態を理解していただいた上で職員個々から業務改善等の提案を求めていく考えであります。

更には、何よりも現在の医師数や看護師数を考慮しつつ、病床のあり方についても検討するなど、経常収支が計画期間中に何とか黒字となることが改革プランのこの条件にありますだけに、この達成に向けた計画づくりを進めてまいります。

次に、市全体の財政の見通しについてお尋ねがございました。

ただいま申し上げました病院の経営状況を考慮しましたとき、改革プランの策定による病院経営の抜本的な改革はもとより、一般会計の負担の見直しもいたさなければならないものと考えております。ただ、国は単に収支不足を一般会計で補てんするような改革プランは認めない方針でありますので、今後、国や道などの関係機関とも協議をする中で、一般会計がどういった負担をしていくべきなのか判断をしてまいりたいと存じます。

その結果、一般会計で新たな負担が生じる場合においては、総合計画あるいは今後の財政見直しなどについても一定の見直しをしていかなければならないものと考えておりますが、本市の財政状況は地域間格差が拡大し、地方がますます疲弊するといった情勢の中で、国の不安定な財政運営に影響を受けやすいという現状にありますので、まずは一般会計を初め他の特別会計においては健全な財政運営に努め、体力のある財政構造を構築していかなければならないものと考えております。

以上、前段の私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 吉田市立病院事務局長。

市立病院事務局長（吉田博行君）（登壇） 私から病院職員の労働条件についてお答え申し上げます。

医師の過重勤務につきましては、さきの報道にもあった事態があつてから、平成15年以降、勤務医の当直明けは昼から休養をとれるような体制とするとともに、出張医の確保による医師の過剰勤務の抑制、医務手当の支給による時間外勤務の状況把握、18年度より導入したオーダーリングシステムの活用による事務処理の改善、更には内科医の減員に対処するため午後からの外来診療を休止するなど、勤務環境の改善に段階的に努めてきたところであります。

また、国は勤務医の厳しい勤務実態を踏まえ、20年度から労働改善対策として診断書、診療録、処方せんは医師が作成する書類とされていましたが、医師が最終確認、署名することで事務補助者がかわって作成することが認められたことから、2名の臨時職員を養成する中でこれに充て、可能な限り医師の過重勤務の抑制に努めてまいりたいと存じます。

更に、看護師や医療技術職などの労働環境の改善につきましても、院内に設けられている改

革推進会議や業務改善委員会で勤務方法や業務内容について検討し、改善できるものは直ちに実施するなどして超過勤務の抑制に努めるなど、今後とも職員の健康管理には意を配ってまいりたいと存じます。

以上、申し上げて答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 安川市民部長。

市民部長（安川登志男君）（登壇） 市民の安全・安心にかかわる御質問にお答え申し上げます。

まず、地域の目と声をください運動についてであります。この運動は、土別市自治会連合会、防犯協会、PTA連合会が中心となり、登校・下校時の児童・生徒に対し、地域住民が見守り、声かけを行う全市的な運動を目指して、平成16年3月にスタートいたしましたところであります。平成18年に土別市に不審者と思われる事案が発生した際などには、各自治会や事業所が地域を見守り、特に登校・下校の時間帯には多くの市民の方々が児童・生徒に対し目配りを実施し、地域力をもって防犯対策を講じてまいりました。

その後、自主防犯パトロール隊を組織する自治会も出てきており、このことは自主防犯に対する市民の意識の高さを示しているものであると存じているところであります。

これらの地域の運動が継続するためには、市民一人一人が自発的に取り組むことが大切であり、人と人とのつながりや地域間のつながりなど、地域力のさらなる醸成がなされることが重要であると考え、地域の目と声をください運動については、今後も広報紙や啓発チラシなどによって市民に周知していきたいと考えております。

次に、本市における銃砲刀剣の把握と対策についてであります。銃刀に関する規制管理などは公安委員会が実施をしているところであります。土別警察署におきましては、毎年1月から2月の期間に全国一斉銃刀検査を実施し、保有者に対して保管の状況や適正使用について検査と確認をし、安全の確保に努めているところであります。

なお、市内における銃刀の保有数については、個人情報の保護という面と情報を公開することにより、地域住民に不安を与えるおそれがあるとの理由で公表はされていないところでありますが、今後とも警察署の保有者に対する安全指導が実施されるものと考えております。

次に、道路交通法一部改正に伴う自転車の安全につきましては、自転車の交通ルールが変更となり、普通自転車通行可以外の歩道走行については、13歳未満の幼児・児童と70歳以上の高齢者、車道通行に支障がある身体障害者の3つに限られておりますが、車道の交通量の状況や車道の幅が狭いなどのため、自動車と接触する危険がある場合、更には道路工事や連続した駐車車両のため車道を通行することが困難な場合など、個人の判断において歩道を走行することができることとなっております。

周知につきましては、交通安全教室や各学校でのサイクルキャンペーンの機会をとらえるとともに、土別警察署が道路交通法一部改正の概要を広報しべつに掲載するなど、広く市民に周知を図っているところであります。

一方、自動車の運転者につきましても、土別地区安全運転管理者協会、安全運転管理者事業

主会、土別市交通安全協会と連携しながら、一人一人の安全運転意識の高揚に努めているところであります。

また、雨や雪及び通行車両等の影響によって車道の白線表示が不鮮明となった箇所につきましては、道路管理者と協議しながら改善等の要請を行ってまいりたいと存じております。

今後も市民の安全・安心を守るために自治会を初め関係機関、団体などと連携協力を図りながら暴力の追放や安全運転の啓発実施などを通し、一人一人の意識を高め、安全で安心な地域づくりを目指してまいりたいと考えております。

以上、申し上げまして答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 宮澤保健福祉部長。

保健福祉部長（宮澤勝己君）（登壇） 私から、市民の安全・安心にかかわって、児童に対する虐待について及び命を守る取り組みについてお答えいたします。

まず、児童に対する虐待の現状と予防措置についてであります。本市の現状を申し上げますと、最近5カ年で児童虐待として対応した児童数は、平成15年度8名、16年度5名、17年度11名、18年度9名、19年度4名で合計37名となっております。

また、虐待の種別で申し上げますと、育児放棄が一番多く22名で約6割、身体的虐待が14名で約4割、心理的虐待は1名となっております。これらのうち3件につきましては、児童相談所と連携を図り、一時保護や施設入所の措置を行ったところであります。

そこで、こうした虐待に対する予防措置についてであります。最近の児童虐待事案の調査によりますと、約7割が祖父母などの同居者がいない核家族で起きているとのことであります。近年、社会の養育力の低下が指摘されているところであります。核家族化や社会との希薄化などにより子育て中の母親が家庭内で孤立し、育児の悩みを抱え込むことが虐待につながる場合もありまして、本市の状況を見ても近くに親戚や知人がいないなど、相談をできる環境にない方が子育てに悩む事例が多くなっております。こうしたことから、市としましては子育て支援センター「ゆら」や集いの広場「きら」を開設するなど、子育て支援策を講じてまいりましたが、その利用につきましては、当初、両施設とも1日の利用定員を10組と見込んでおりましたが、想定を上回る利用をいただいております。子育て相談だけでなく参加しているお母さん同士の交流も生まれるなど、一定の効果が上がっているものと思っております。

更に、本年度から生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに対するさまざまな不安や悩みを聞き、母子の心身の状況や育児環境の把握を行うため、こんにちは赤ちゃん事業を実施し、子育て支援の充実を図ることとしたところであります。

また、虐待への対応につきましては、予防措置とともに早期発見と迅速な対応が極めて重要でありますことから、本年度、法務局や児童相談所、警察署などの関係機関、団体で構成する土別市要保護児童対策地域協議会を設置し、要保護児童に関する情報の共有化や迅速かつ円滑な対応を図ることとしたところであります。

虐待の要因には、生活でのストレスや社会的孤立、親と子供との関係等が挙げられますが、

これら子育て環境によってはだれにでも起こり得ると言われておりますことから、市といたしましては子育て家庭への支援が何よりも大切なことと考えており、今後とも子育て支援対策の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、命を守る取り組みについてであります。この報道は6月12日付北海道新聞の朝刊で紹介されておりました。病歴、かかりつけ医、冷蔵庫に保管の見出しが目にとまったところがあります。

まず、夕張市の取り組みに対する感想であります。この取り組みは緊急患者の情報を迅速に把握するのが目的でありまして、財政破綻に伴い救急指定病院がなくなったことにより、救急隊が現場で搬送先を決める例が激増していることから、夕張再生市民会議が中心になり、この事業を実施するものと理解をしております。

次に、本市における類似の取り組み状況であります。本年4月末現在で高齢化率が30.8%と高齢化が一層進んでおり、65歳以上で構成される高齢者世帯が2,995世帯と全世帯の30.2%に達しております。このような状況の中で、緊急時に本人などが病状等を説明することができない場合や近所づき合いが希薄になってきておりますので、救急隊員が救急連絡先や病歴など個人の情報が得にくくなっているということが言われております。こうしたことの対応として、本市では、1つとして、緊急通報サービス事業によりひとり暮らしの高齢者や重度身体障害者等で緊急事態に機敏に行動することが困難な方に緊急通報装置を貸与し、病歴やかかりつけ医、緊急連絡先を記載した調査票を消防署に保管し、緊急時に対応できるよう備えております。

なお、この調査票については毎年実態調査を行い、内容を更新しながら活用を図っているところであります。

更に、民生児童委員と地域のボランティアで、ひとり暮らし高齢者の安否確認のため、声かけを行う福祉パトロールの活動や食事を届ける際に安否確認を行う配食サービス事業など、高齢者の地域支援事業を実施する中で高齢者の地域生活を支えているところであります。

また、名寄市立病院の脳神経外科に定期通院されている土別市民のうち、脳卒中が疑われる傷病者に対して脳外科通院証明カードを発行し、この証明書携帯者が脳卒中の再発等が疑われた場合の緊急時には、名寄市立病院に直接搬送を行うことといたしております。

このように命を守る取り組みは、各関係機関や団体、更に地域と連携しながらさまざまな対策を講じていくことが重要と考えておりますので、今後におきましても高齢者の支援につきましては、万全を期してまいりたいと考えております。

以上、申し上げます。答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 辻教育部長。

教育部長（辻 正信君）（登壇） 私からは、地域活動と学校行事のかかわりについての御質問にお答えいたします。

現在、市内の小・中学校ではPTA活動や地域行事等、さまざまな機会を活用して保護者や地域の方々の意見を幅広く聞きながら地域に開かれた学校づくりの推進を目指しているところ

でございます。また、学校評議員を設置している学校については、学校行事の案内と各種教育活動の計画や実施、地域社会や家庭と学校の連携の促進等、学校運営に関してさまざまな意見や助言をいただいているところでございます。

議員お尋ねの地域と学校行事のかかわりの中で特徴的な行事を申し上げますと、土別小学校では、西小っ子祭りに自治会や老人クラブに案内し、学校行事に参加していただいたり、上土別小学校ではアフリカ支援米の栽培から収穫までの指導管理について、農業者の御協力をいただいております。温根別や武徳地区などでは学校の運動会を保育所や地域の方々と合同で町民運動会として開催をしております。多寄中学校においては幼児の発達段階を知り、幼児と触れ合うことでこれまでの自分自身に向き合うことを目的として保育所の訪問を行っております。

更には、多くの小学校において学校菜園等で育てた作物の収穫祭に栽培等で指導いただいた地域の方々や老人クラブ等を招待したり、総合的な学習の時間を活用し、地域の人を講師に招き体験談を話していただくこともあります。

また、中学校ではキャリア教育の一環として地域の事業所の御協力をいただき、勤労観や職業観を育てる指導の中で、職場体験などを実施しているところもあり、このように各学校においてはさまざまな形で児童・生徒と地域の方々との交流が展開されております。

加えて、各学校では日常的に学校だよりを各学校校区の全戸に配布し、学校の活動状況や子供たちの様子などを地域の方々にお知らせをし、地域に対しての広報活動にも努めているところであります。教育委員会といたしましても家族関係や人間関係が希薄になりつつあると言われる現代社会において、学校と地域がかかわりを持った行事の開催や学校からの積極的な情報提供を通じて、家庭や地域社会と連携し、地域と一体となって子供を育てる環境づくりを推進していくことは大切なことと考えておりますので、今後においてもそれぞれの学校や地域の特性を踏まえながら地域に開かれた学校づくりを目指し、鋭意その取り組みを支援してまいります。

以上申し上げます、私からの答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 19番 菅原清一郎議員。

19番（菅原清一郎君）（登壇） 平成20年第2回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問をいたします。

初めに、市内小・中学校の将来像についてを質問させていただきます。

その1つ目は、各学校の耐震測定結果が出ていると思うのですが、その結果内容は詳しく聞いておりませんので、この機会にお伺いするものでございます。

糸魚小学校は耐震強度測定診断で基準値を満たしておらず、危険校舎の判断が旧朝日町時代にされ、実施計画がされて、合併後に改築されたのであります。その建築総費用は約12億900万円となっており、その巨費が投じられたのであります。この春に新校舎の建築が竣工され、児童たちはすばらしい環境の中で安心して安全に勉学に励んでおられます。

そこで、市内には小学校が11校、中学校は6校あるのでありますが、耐力度調査はいつの時

点でやったのでしょうか。もしやっていないのであれば、今後どんな形での測定がされていくのか、お聞かせください。

そんな中、今年度は多寄小学校が実施計画が計画されており、来年度に改築予定となっております。1つの事例として改築に至るまでの経緯といたしますか、いつの時点で測定をされ、その結果、耐力度が不足して改築許可が出るまでの一連の流れをお聞かせいただきたいと思います。

今現在の予定では、南小学校の大規模改修が総合計画に予定されているのですが、このほかの校舎や体育館の建てかえなどはどのように計画され、実施されていくのかをお聞かせください。

更に、学校改築などをした場合の国・道などの補助内容と起債返済条件はどのようになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

2つ目に、市内各小・中学校の再編について伺います。

先ほども申しましたように市内には11校の小学校には普通学級が61クラス、特別学級が15クラスあって、その児童が1,157人在籍しております。そして、複式体制の学校は市内中心部の土別小学校、南小、西小と朝日地区の糸魚小学校の4校を除く7校となっております。児童総数の割合からすると、この4校で999人の86%であり、複式校の7校は児童数が158人の14%となっているのであります。

そして、中学校では6校ありまして、普通学級が27クラスと特別学級が9クラスありまして、生徒総数は570名の在籍となっております。複式体制が温根別中学校でございます。土中と南中の2校で486名の生徒数の割合は全体の85%となっており、小学校、中学校ともに同じような現象であります。

そういう状況の中で、今後、市内小・中学校の再編問題をどのようにしていくのかをお聞きするものでございます。一概に統廃合を論ずるものもいかなものかと思うのでありますが、ここまで児童・生徒数が減少してきている中で、現状の学校運営がされていくのか、とても心配なのであります。各地域の振興には学校が与える影響も大きいことから、統廃合等の再編等には十二分に地域住民との協議も必要であります。そして、安心・安全の意味から校舎の改築問題が取り上げられ、今後も順次計画し、建てかえていく状況下であります。学校改築には多額の費用も要しますし、財政上からも早期に協議を進めていくことも必要なことから、現時点での教育委員会の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

次に、土別市の出資団体への経営支援について何点かを質問させていただきます。

最初に、土別市土地開発公社の営業活動についてであります。

市が全額の出資をしている33事業年度を終了した公社であります。その営業活動が全く見受けられませんが、今日までどのようなかわりを持っていたのか、そして経営自体には設立当初からどのような支援対策をとってきたのでしょうか。公有土地の取得から事業発生が主なものだと思いますが、所有地の民間転売などへの今後の取り組みはされないのか、伺います。

します。

次に、土別市農畜産物加工株式会社への運営に関してお聞きいたします。

この会社は100%を市が出資しており、代表取締役社長が市長であることから、会社としてどのような経営方針を持って運営されているのでしょうか。地元の農畜産物の加工食品の販売に取り組み、更に生産者の所得向上のための企業でもあるのでありますが、経済活動が大変厳しい状況下の中、奮闘された結果、今年度もわずかではありますが黒字決算で終了していることには大変喜ばしいことでもあります。今後も目的達成と企業繁栄のために、市長は社長としてどのような営業展開をしていくのでしょうか。そして、この農畜産物加工株式会社を民間としてではなく、セクターとして今後も運営していくのかをお聞かせいただきたいと思えます。

次には、株式会社翠月への設備投資や改築や補修が生じた場合の支援対策の考え方についてお伺いします。

平成9年建築の翠月は、宿泊者や入浴者などの利用者に大変好評で喜ばしい今日の状況ではありますが、築後11年を経過していることから、今後、大規模的な改修時期が必ず来ることが予想される中で、民間企業との整合を図りながらどのような形で支援をしていく考えでしょうか。市が50%の出資の企業でありますから、改築等に必要な経費の2分の1だけの支援になるのでしょうか。現在、指定管理者制度の中で運営がされていますが、この機会に大規模改修の費用負担、更には万が一の利用者の突発的な事故などが発生した場合の取り決めについて、市側と三セク側の責任分担を一定程度の整理をしておくことが必要ではないでしょうか。翠月に限らず、ほかの指定管理施設も含め、このことについての考え方をお聞かせいただきたいのであります。

最後に、羊と雲の丘観光株式会社の経営支援をどのようにしていくのでしょうか。市内には同じような種類の民間企業が建設されており、この夏以降には営業が始まろうとしているのですが、市として今後どのような支援をしていかれるのかお聞かせください。

活力に満ちた民間企業進出はまことに喜ばしい限りであります。市の観光産業の発展のためには官民の絶大な協力体制のもと、大いに発展することを願っている一人ではありますが、特にレストラン部門についての競合は避けられない状況にあります。お互いに切磋琢磨しての事業活動が市の観光産業の発展に結びつくのではあるのですが、民間の厳しさとセクター運営との絶対的な差があるのも確かであると思えます。そんな中で他企業の新しい施設との競合によって、収益面において影響が出ることは必至であり、避けられないことから、今後はどのような対策を練って事業運営をしていくような指導をされていかれるのかお聞かせいただきたいのと、民間企業に対抗していくような新しい取り組みや支援対策がありましたらお聞かせいただき、私の一般質問を終わらせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） 菅原議員の御質問にお答えをいたします。

私から、出資団体の経営支援についてお答えをし、小・中学校の将来像については教育委員

会のほうから答弁がございます。出資団体の経営状況については、この後、議会最終日に報告がございますので、私から総体的な考え方を申し上げ、詳細については各担当部長からそれぞれ答弁を申し上げます。

最初に、土地開発公社についてお尋ねがございました。これまで公有地の先行取得や拡大に一定の役割を果たしながら推移をしており、現在も工業団地に分譲用地、公有地としてつくも用地などを所有している状況にあります。公社の経営状況としてはこうした用地を保有する中で、市からの借入金として2億3,700万円の負債があり、約1億1,000万円ほどの準備金等を考慮しても、今後用地処分や公社の役割などを含め解決しなければならない課題も抱えていると認識をしております。

次に、農畜産物加工株式会社についてであります。この会社はお話のように市が100%出資をする第三セクターであり、市長が代表取締役社長として取引先との信頼関係を十分に築きながら今日まで最善の経営努力をいたしてきただけでありません。平成4年度に国の補助事業を導入し、農業を基幹産業とする本市の農畜産物に付加価値をつけることで、農家の所得向上と雇用を確保して、農業・農村の活性化と地域経済の発展に資することを目的として設置をしたもので、旧土別市農協の運営を経て平成7年から株式会社方式による第三セクターとして営業を開始したものであります。また、この運営におきましては、農畜産物加工の製造技術や全国的な販路の確保など行政が直接対応することが困難な分野において、民間活力を導入することでその効率的な手法を活用し、機動的で弾力的な事業展開を図ってきたところであり、役員にも民間のノウハウを持った方々に参画をいただきながら今日に至っているところであり、卵、バレイショ、キャベツを主原料とする製品を中心に売り上げを堅調とすることで、平成19年度第13期の決算における利益剰余金を3,550万5,000円としたところであります。本施設は多額の補助を得ながら市民の創意によって建設されたものでありますので、今後におきましてもこうした趣旨を踏まえながら、市民に愛される会社として発展をさせてまいりたいものと考えております。

次に、株式会社翠月についてであります。この会社は平成9年に創立して同年より本市のスポーツ交流活動の推進とともに、市民の健康増進と余暇活動の充実を図るために宿泊施設、レストラン、浴場等を整備したスポーツ合宿センターとして委託をし、今日までの確かつ円滑な業務の推進がなされているところであります。施設の利用については、市民を初め合宿関係者や寒冷地自動車試験関係者、更にはビジネスマン、観光客など、年間約10万人を超える各界各層の方々が訪れており、特に昨年は世界陸上大阪大会の直前合宿としてドイツ選手を迎え入れたところであり、この受け入れ対応が大変な好評を博したことから、引き続き今年も8月に北京オリンピックの直前合宿としてドイツ選手団が訪れることになっております。

こうしたことから、運営状況につきましては極めて良好に推移をしておりますが、平成19年度第11期の決算において、積立金を含めた利益剰余金は2,253万6,000円となっているところであります。今後におきましても翠月の管理運営につきましては、施設の安全性と利便性を確保

するとともに、宿泊部門、レストラン部門、更には入浴部門など、それぞれの取り組みを各部門に相乗効果として波及させながら、利用者の方々に親しまれる快適で安らぎのある施設づくりに努めてまいります。

次に、羊と雲の丘観光株式会社についてであります。この会社は平成3年に第三セクターとして創立し、レストラン羊飼いの家や世界のめん羊館、サイクリングターミナルの管理運営について市から委託し、本市観光拠点として重要な役割を担っており、今日多くの市民や観光客が羊と雲の丘を訪れております。

会社の具体的な取り組み内容としては、羊と雲の丘の壮大なロケーションを生かしながら、羊にこだわった各種観光事業や地場の新鮮な食材を使用したサフォークオリジナル料理など、他にまねのできない独自性に富んだ取り組みが市内外から大変高く評価をされているところであります。

このため、運営状況につきましては、こうした日ごろの経営努力とあわせて最近の羊肉ブームなども追い風となって、特に平成18年、19年度には2年続けて大きな利益を上げることができ、創業時より繰り延べされてきた開業費588万3,000円のうち517万3,000円が償却されたところであります。今年度以降は残りの開業費71万円に加えて累積欠損金について計画的に償還が図られるよう、引き続き健全経営に努めていかなければならないものであります。

以上、私のほうからの答弁といたしまして、あとはそれぞれの部長から答弁をいたすことにさせます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君）（登壇） 私から、土別市土地開発公社の営業活動についてお答えを申し上げます。

土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、地方公共団体にかわって土地の先行取得を行うことなど、公有地の拡大の計画的な推進を図り、もって地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資することを目的に昭和50年に設立したところであります。

設立以来、公社においては道路、公園、公営住宅等の都市施設、老人ホーム、保育所等の社会福祉施設、小・中学校等の教育施設の整備に要する土地を公有用地として先行取得してきましたし、また、農村地域工業導入促進法の地区指定を受け、昭和56年から分譲が開始された駅南工業団地においては、これまで市街地に立地していた工場や事業所等を工場適地へ誘導するとともに、誘致した企業の事業用地として分譲してきたところであります。このほか、旧土別高校を初め南小学校や警察署等の跡地を先買いし、公社において宅地造成を行い分譲してきた経過があります。

そこで、設立当初からの市の支援対策及び今後の取り組みについてのお尋ねであります。自治体から公社に対する行財政上の援助としては、債務保証及び物的、人的な便宜供用等が公拡法によって認められており、本市においても同様の取り組みをしてきたところであり、特に土地の簿価と実勢価格との乖離を防ぐため、現在では事業資金を無利子で貸し付けしております。

最近の公社の経営としては、公共施設を整備する際、公有用地として先行取得を要することもなく、また駅南工業団地用地の取得を検討している市外企業からの相談はあるものの、具体的な交渉には至っておりません。土地開発公社を取り巻く情勢といたしましては、先行して取得を要する公有用地も少なくなったことに加え、経理基準要綱の改正に伴い実勢価格が簿価より著しく下落したときには評価方法の見直しもあり、更にはつくも用地取得時に借り入れた借入金の返済といった対応も急がれております。まずは駅南工業団地の売却に力を注ぎながら仮に市の土地開発基金において公社所有の土地すべての買い戻しが可能となれば、道内類似の土地開発公社においても清算あるいは解散しているケースも見受けられますので、こうしたことも視野に入れ、今後公社のあり方を十分検討していかなければならないものと考えております。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 相山経済部長。

経済部長（相山佳則君）（登壇） 私からは出資団体の経営支援についてのうち、農畜産物加工株式会社の運営、株式会社翠月への設備投資等に係る支援対策及び羊と雲の丘観光株式会社の経営支援についてお答えいたします。

初めに、農畜産物加工株式会社の経営方針についてであります。

最近の異常なまでの原油価格や穀物価格の高騰により、包装資材を初めとする石油関連製品や輸送費、更に原料費などの上昇はとどまりを見せない状況にあります。このような中で、会社といたしましては、まずは全国的に販売網と市場性が確立されている卵製品を中心に、地元農畜産物を活用したいももちなどの生産と販路の拡大に努め、更に消費者ニーズと信頼にこたえ得る新商品や安定的に販売できる商品の開発を積極的に行うことで売り上げ目標の達成に努めてまいります。

また、経営の効率化及び経営基盤の強化を促進することで、安定した事業の運営を図りながら、従業員40名を数える地元企業として、さらなる発展を目指すものであります。

なお、第三セクターとしての運営形態に関しましては、さきに市長から申し上げましたとおり、この会社は国の補助事業を導入しながら地元の農畜産物を活用することで、農家の所得向上と雇用を確保し、農業・農村の活性化と地域経済の発展に資することを目的として設置したものでありますことから、この運営形態を堅持することで公共性と経済性の調和を図りながら地域の活性化に資するものとなるよう努めるものであります。

次に、翠月への設備投資や改築、補修が生じた場合の支援についてであります。平成9年の建設後、特に最近は浴室の一部やエレベーター、給湯ポンプ等の設備に加え、冷蔵庫、照明器具等の備品類の劣化や故障が徐々に増えてきており、これらは比較的軽微なものでありますことから、翠月がこの補修等について対応いたしてきているところであります。

お話しの施設の改修に係る費用負担につきましては、指定管理者の施設管理に関する基本協定において、小規模な改修については会社側が負担をし、それ以外の大規模な改修については市が負担をすることになっております。また、施設利用者の突発的な事故などに対する市と会

社の責任分担につきましては、これも基本協定書の中に市の瑕疵による場合は市が賠償責任を負い、指定管理者の瑕疵及び管理運営業務上の損害の場合は会社が責任を負うという定めがありますことから、万が一の事故などについてはこの協定書に基づき対応いたすものであります。

更に、サイクリングターミナルや勤労者センターなど、他の指定管理施設についても、施設の大規模改修及び利用者の事故等による責任分担については、翠月と同様の協定を結んでいるところであります。

次に、羊と雲の丘観光株式会社にかかわってであります。かわにしの丘しずお農場株式会社が計画しているレストランや宿泊施設については、本市まちづくりの柱であるサフォークランド土別をなお一層振興していく上において、極めて効果的な取り組みであり、更に開業に伴い雇用拡大も計画されていることから、施設や雇用に係る費用に対し助成される道の新一村一雇用おこし支援事業として採択されるよう、本市から強く働きかけるなど、支援をしていくものであります。

また、レストラン羊飼いの家とのかかわりについてであります。羊にこだわったこの新たなレストラン等は、今後、本市独自の滞在、体験型観光メニューの中に組み入れることで、観光客の更なる拡大が見込まれますことから、両施設が本市観光の核施設として切磋琢磨することにより、その相乗効果をお互いに波及させていけるものと考えております。

したがいまして、羊飼いの家における集客強化のための今後の対策といたしましては、雄大で牧歌的な情緒を醸し出す羊と雲の丘の特性を最大限生かしながら、地場の食材を使用した新鮮で食味のよい料理の提供と顧客還元イベント等の開催、更にはレストラン運営の基本である利用客への接客対応について、取締役会や企画会を通じ一体となってその充実強化に努めてまいりたいと考えております。

更に、新たな取り組みといたしましては、昨今、とりわけ北海道観光の人气が高く、このため国内外の観光ツアー客が増加してきており、本市におきましてもツアー客の誘引が入り込み客数の増加に大きく結びつきますことから、この誘致に向け国の補助事業などの活用について積極的に計画するとともに、新規の羊肉料理開発や羊毛、工芸体験事業等も企画するなど、羊と雲の丘観光の更なる受け入れ態勢の整備とその情報発信に努めるものであります。

以上申し上げます、答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 朝日教育長。

教育長（朝日 保君）（登壇） 私から、小・中学校の将来像についての御質問にお答えいたします。

まず、学校の耐震化につきましては、昭和56年6月以前に旧耐震法で設計され建設されました小・中学校の校舎及び屋内体育館について、文部科学省の指導のもと耐震補強等により耐震化を進めなければならない状況でございます。市内の小・中学校で該当いたしますのが、小学校が土別南、土別西、中土別、下土別、武徳、上土別、多寄の校舎及び体育館と温根別小学校の体育館、また中学校では上土別、朝日の校舎及び体育館と温根別中学校の校舎が対象となっ

ております。

そこで、耐力度調査等についての御質問でございますが、学校数も多く多額の費用もかかることから、平成17年及び18年度で住宅・建築物耐震改修事業を導入するなどいたしまして、まず耐震化に係る優先度調査を該当する学校で実施したところでございます。この優先度調査の結果を参考といたしまして、今後、改築する場合につきましては、耐力度調査を実施し、建物の構造上、危険な状態にあるということが判断されれば危険改築として事業の実施が可能となるところでございます。

また、大規模改修などで耐震補強する場合には耐震診断をする必要がございます、その結果に基づいて耐震補強の箇所等を特定するとともに、補強の方法等を検討することとなります。

次に、改築に至るまでの経過でございますが、多寄小学校につきましては、当初、大規模改修を計画しておりましたが、耐震補強とあわせて実施いたしますと事業費も多額となりますことから、多寄中学校に併設して建設しますと体育館や特別教室、グラウンド等を使用することでコンパクトな学校の改築が可能となります。事業費につきましても耐震補強に比較して大きなアップとはならず、しかも今後のランニングコストについても灯油などの光熱費が低く抑えられるとの判断から、保護者から地域の理解をいただきまして改築することといたしたところでございます。このため21年度の改築に向けまして、19年度に耐力度調査を実施したところでございます。国の事業は実施設計の完了後、事業ヒアリングを受け採択となりますことから、現在実施設計を行っているところでございます。

次に、校舎や体育館の建てかえ計画についてでございますが、総合計画では耐震補強や大規模改修等は土別南小学校のほか、土別西小、中土別小学校、下土別小学校、武徳小学校、上土別小学校、上土別中学校の校舎及び体育館と温根別小学校の体育館の8校で計画しているところでございます。また、国・道などの補助内容でございますが、国は四川大地震の惨状を受けまして、6月11日、公立学校の耐震化を進めるために地震防災対策特別措置法が参議院本会議で可決され、このほど改正されたところでございます。これに伴いまして耐震補強事業につきましては、現行の2分の1から3分の2に補助率が引き上げられ、地方債の元利償還金の20%を普通交付税の基準財政需要額に算入されるなど、起債充当についても拡充された状況でございます。また、改築する場合の補助内容につきましては、今回の改正によりまして補助率が現行の3分の1から2分の1に引き上げられましたが、従前から土別市におきましては、過疎及び特別豪雪地帯の特例がございました。10分の5.5となっております、現状でも有利な状況でございます。

次に、起債返済の条件でございますが、補助基本額のうち補助金充当残に対する起債につきましては、財政融資資金での借入となり、補助基本額を上回る単独分につきましては、銀行等の引き受けになるため、それぞれの借入先により条件が異なりますが、19年度の糸魚小学校建築事業の事例で申し上げますと、補助分の財政融資資金が5年ごとの利率見直し方式で年利1.2%、25年償還で、うち元金償還は3年据え置きであり、単独分は北海道市町村振興協会か

ら年利1.1%、15年の償還で、うち元金償還は3年据え置きでございます。今後、これらの補助等の制度を十分検討しながら、各学校の状況に応じまして個別に対応してまいりたいと考えております。

次に、小・中学校の再編についての御質問でございますが、先ほど申し上げましたとおり耐震補強等を計画している学校では、小規模校も多く含むことから、学校の適正配置等について検討し、学校の再編等についても考慮し、その対応をしていかなければならないものと考えております。

また、文部科学省は教育上、学校にはある程度の人数が必要との判断から、中教審には具体的な規模の目安、地域が受け入れやすい統廃合のやり方、隣の学校が遠く統廃合が困難な地域では、一部の授業や学校行事を共同で行う方策等の検討を現在求めているところでございます。このため、国の動向も考慮しつつ、学校が古いから統合や再編を考えるのではなく、学校は地域にとりましているいろいろな意味で財産でもございますから、現在、準備を進めております有識者による学校の適正配置を検討する委員会等の議論や地域の人たちや保護者などの意見も十分聞くとともに、学校の改築や耐震補強工事等の実施時期や方法等を検討する中で慎重に進めてまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 7番 小池浩美議員。

7番（小池浩美君）（登壇） 一般質問を行います。

初めに、後期高齢者医療保険制度についてお聞きいたします。3月の予算委員会でもお聞きいたしました。再度、65歳から74歳までの障害者についてお聞きいたします。

後期高齢者医療制度の対象は75歳以上の高齢者だけではなく、65歳から74歳の障害者や寝たきりの人なども対象になります。障害認定を受けていて、もとの老人保健制度の対象になっている人は、自動的に後期高齢者医療制度に加入する仕組みになっています。加入したくない場合は脱退手続きをすれば後期高齢者医療制度から脱退できますが、北海道の場合、脱退すれば医療費の助成を受けられなくなるため事実上の強制加入になっているのです。本市では対象となる認定障害者がおよそ188人いるとのことですが、3月までに行った意思確認作業、後期高齢者医療制度へ移るのか、移らないのかの意思確認作業の結果はどのようなになったのでしょうか、お示してください。

また、後期高齢者医療制度へ移らない、加入しない人の理由はどのようなことなのでしょうか。

国が障害者は任意に選択できるとしているにもかかわらず、北海道は重度心身障害者医療費助成を加入条件にしており、事実上、強制加入を行っておりますが、道に対して医療費助成を加入要件にするべきではないと進言して中止の働きかけをするべきだと考えますが、お考えをお聞かせください。

次に、保険料負担についてお聞きいたします。

政府は、制度の実施前から国保から後期高齢者医療制度に移行した人の保険料は下がりますよと宣伝していました。また、厚生労働省は、低所得者は負担が軽減され、高所得者は負担が増えると説明していました。しかし、今月4日、厚生労働省が発表した調査結果では、今までの宣伝や説明とは矛盾する結果が出ています。6月5日の朝日新聞では、年金収入177万円未満の低所得世帯ほど保険料が増えた割合が高く、特に大都市部では低所得者の約8割が負担増だったことが調査結果でわかったと報道しています。また、4月17日の参議院厚生労働委員会で共産党の小池晃議員が独自調査を示して、厚労省は資産割を含む国保料との比較で保険料は安くなると試算しているが、資産割がかかる世帯はすべての国保世帯の3割に過ぎず、資産割のかからない夫婦世帯を厚労省のモデル試算に当てはめると、逆に国保料より負担増になると政府を追及し、舛添大臣は正確なところはわからないと政府の試算が根拠のないことを認めています。保険料が安くなる、低所得者の負担が軽減されるという政府の宣伝はまやかしかったと私は考えますが、いかがお考えでしょうか、お聞かせください。

事前の説明もなく、一方的に後期高齢者医療制度に加入させられたとして、同制度の加入取り消しを求める集団不服審査請求が全国で行われています。6月13日までで13都道府県で2,291人の75歳以上高齢者が請求申請をしています。北海道では659人もの高齢者が不服審査請求を申請し、本市でも3人が申請しています。これほどに高齢者の怒りは大きく、これからも不服審査請求はまだ増えると思います。本市の場合、4月1日の実施から今日まで、制度に関する問い合わせや抗議、相談などが113件あったということですが、その内容はどのようなものなのか。主なものをお聞かせください。また、どのように対応してきたのでしょうか。

更に、保険料の過大徴収や保険証の未着などはあったのでしょうか。あったとしたら、どのように対応されたのかお聞かせください。

75歳以上の健康診査及びがん検診については、今までどおり無料で実施されるのかどうか、内容も含めてお示しください。このことについての市民の不安の声を耳にいたしますので、それぞれの周知の方法はどのようにされるのかお聞かせください。

後期高齢者医療制度についての最後の質問になりますが、制度の手直しにかかわってお聞きいたします。制度実施前からの国民の厳しい批判、実施後の国民の怒り、特に高齢者の激しい怒り、そして衆議院山口県補欠選挙や沖縄県議選挙では、現政権への厳しい批判が結果としてあらわれ、とうとう12日、政府与党は後期高齢者医療制度の手直し方針を決めました。しかし、国民の怒りをかわそうと急いでまとめたものであり、場当たり修正としか言いようがないものになっています。この政府の手直し案についてどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

制度の根幹を見直さず、手直しの繰り返しでは国民は納得できませんし、地方自治体は一つ一つ対応に苦慮するばかりです。既に制度は破綻しています。廃止して出直すしかないと考えますが、お考えをお聞かせください。

広域連合議員である市長は、将来にわたって持続可能な医療給付制度の運営を第一として高

齢者負担もやむなしとお考えでしょうか。在日アメリカ軍基地への2,000億円以上もの思いやり予算や5兆円を超える軍事予算などにメスを入れるなど、税金の使い方次第で高齢者医療の無料化、保険料を取らない、医療費はただという施策は十分に可能であり、そうすることが本当の政治だと考えますが、お考えをお聞かせください。

また、国民、特に高齢者の制度への怒りをどのように受けとめておられるのか、お聞かせください。

次に、農業政策にかかわって何点かお聞きいたします。

穀物を初め食料の価格が世界的に高騰しています。このため多くの途上国で食料を求めて暴動すら起きており、世界の37カ国が食料危機に直面していると言われていています。穀物価格の上昇は異常であり、過去1年で小麦は130%、トウモロコシは31%、大豆は87%も上昇し、米は2倍になっています。食料自給率が39%まで低下した日本は、先進国の中で最低の自給率であり、食料は外国から安く買えばよいという考え方に基づく自民党農政の破綻が迫ってきております。特に米の自給ができるのにもかかわらず、年間77万トンものミニマムアクセス米を輸入し続けてきたことは問題です。食料自給率の低下が進行し、米の減反面積は拡大し続け、農業者の45%が70歳以上という高齢化が進み、農産物価格は暴落が続き、農業をやめる農家が後を絶たず、耕作放棄地はすべての耕作地の1割近くにも達しているというのが今日の日本農業の姿ではないでしょうか。

さて、昨年4月からの品目横断的経営安定対策、今年度からは水田・畑作経営所得安定対策と変わったようですが、この対策が農家に押しつけられています。私は昨年の第1回定例会でお聞きいたしましたが、北海道では4割の農家が切り捨てられるのではないかと心配、また農家所得の目減りで農業者はやる気を失うのではないかと、助成金のない農地は耕作放棄地となり、放棄地が増えるのではないかと懸念がありました。対策の導入から1年がたちましたが、現実はどうなのでしょう。この対策の対象になれなかった農家の実態をお知らせください。

また、対策の導入により農家所得は懸念したような目減りとなったのかどうか。減収となった品目を抱えた農家への価格保障対策はどのようなものなのかお聞かせください。

更に、20年度の秋小麦作付の申請状況についてお知らせください。19年度と比較してどうだったのかもお示しください。

政府は、品目横断的経営安定対策の推進とともに、農地政策についても見直しの検討を進めてきています。昨年、農林水産省は農地政策の見直し案を発表し、大きな柱として認定農業者等の担い手に農地を面的に集積、多様な主体による農業参入、そして耕作放棄地の解消をうたい、耕作放棄地解消への支援策として20年度の予算要求をするなど、積極的な改革推進の姿勢を示しています。最近の報道によりますと、土別市農業委員会と市は市内全域の耕作放棄地の調査を実施しているということですが、この調査の内容と目的についてお聞かせください。

耕作放棄地を回復させ有効利用することは必要なことと考えますが、政府の農地見直しは農

地の有効利用を促す観点から利用権の規制を緩和することを柱としています。それは多様な主体による農業参入等を推進するためなのだとしています。このことは都会の資産家や株式会社などの参入に一層道を開くものになるのではと危惧するものです。政府の農地見直しは、現行の農地法が持つ農外資本による転用や登記を防ぐという役割を放棄するものではないでしょうか。今回の農地見直しについては、土別市農業委員会においても論議されたと思いますが、どのような結論を出したのかお聞かせください。

次に、東4条17丁目にある市民プール周辺の交通安全についてお聞きいたします。

土別南中学校前から市民プールへつながる道路では、子供の交通事故や事故にならないまでも冷やっとするような事例がよくあるということ周辺住民は話しています。これから本格的な夏が来るとプールに来る子供たちが増えるでしょう。それに伴って一層交通事故が起きるのではないかと心配しています。この道路と栗本組の前の道が交差するところに横断歩道をつけることを求めますが、いかがでしょうか。

また、南中学校前の道路には、自動車の速度制限、30キロメートルぐらいの標識を立てることを求めますが、いかがでしょうか。何もしないでこのままの状態では大変危険だと思います。子供たちへの交通安全教育はもちろんです。運転する側が速度を落とすとか、一たん停止をするなど、十分な歩行者優先の対応がとれるように何らかの安全対策をとるべきと考えますが、お考えをお聞かせください。

次に、環境基本条例及び環境基本計画の策定についてお聞きいたします。

1993年に環境基本法が制定され、環境問題にかかわるいろいろな法律が一本化されました。北海道は1996年に環境基本条例を、1998年に環境基本計画を制定しています。本市は北海道におくれること10年、2008年度と2009年度で条例及び計画の策定に向け作業を進めるとしています。時折しも世界のG8が日本の洞爺に集まって地温暖化にストップをかけ、地球環境保全を目指して知恵を出し合う洞爺湖サミットが開催されようとしています。このような時期に環境基本条例や環境基本計画を策定する意義は大きいものがあると思いますが、策定の目的あるいは目指すべきことは何なのかをお示しください。

地球規模の環境保全の前提となるのは、私たち地球で暮らす一人一人の環境へ配慮した行動の積み重ねにほかなりません。北海道は今年4月に道民、事業者のための環境行動の手引きという手引書を作成しています。その中の行動メニューには自分の庭や所有地などで樹木を植え育てる、あるいは植林イベントを企画したり開催するとしています。そして、北海道のCO₂対策として道民1人が生涯に30本の植樹をする運動を提唱してきています。

さて、今年になって総合体育館の松の木が何本か伐採されました。老木となり枯れた松葉が道路や排水溝に堆積し、それが原因で道路が水浸しになる事態になったからです。また、最近では東山浄水場の桜の木が数本引き抜かれました。とても見事な花を咲かせていた桜の木でしたが、これは浄水場工事に支障があるからということでした。いずれも市が所有の公的敷地内のものであり、そうせざるを得ない理由もありました。しかし、日々それらの樹木と親しんで

樹木の見える環境で暮らしてきた周辺市民には大きなショックであり、釈然としない思いを抱いております。こういった場合、周辺市民に対して事前に説明をし、理解をしてもらうべきだったと考えます。田苅子市長は常日ごろ、口を酸っぱくしておっしゃっていますが、よく説明をする努力をするべきであり、環境基本条例や環境基本計画を策定するに当たっては、その説明努力を市の基本的な責務として盛り込むべきだと考えます。また、浄水場のような場合、工事完了後にはもとのような状態に回復することを市の基本的な責務として盛り込むべきと考えますが、お考えをお聞かせください。

公園の木々や町の中の街路樹、学校や公的施設内の樹木など、市民みんなが平等に享受することのできる自然環境、これらに対する考え方や感情は市民と行政側とは大きな温度差があるような気がします。条例や計画の策定に当たって大切なのは、市民参画の仕組みづくりであり、市民の声をしっかり反映させることだと考えますが、お考えをお聞かせください。

次に、市民活動への補助事業実施要綱等にかかわってお聞きいたします。

士別市自主企画事業マイプラン・マイスタディ実施要綱や士別市市民協働のまちづくり推進事業支援要綱などでは、事業終了後には参加者または受講者名簿の提出を求めることが記載されています。氏名、住所、電話番号まで記載する様式のものがありますが、これら名簿の必要性あるいは名簿提出の目的は何なのでしょうか、お聞かせください。

マイプラン・マイスタディ事業及び協働のまちづくり事業、それぞれについてその理由をお聞かせください。そして、これら提出された名簿の管理はどのようにされているのでしょうか。個人情報保護がうるさく言われる今日、このような様式のものを使用するのはいかがなものでしょうか。事業の実施報告には参加者の数のみの報告でよいのではないのでしょうか。直ちに改善することを求めるものですが、お考えをお聞かせください。

また、同じような内容が記載されている要綱などのすべてを調べて改善することを求めますが、お考えをお聞かせください。

最後に、郷土の作家の作品の保管、收藏、展示についてお聞きいたします。

私は、8年前の2000年にも市民財産の管理及び公開についてということで、博物館における寄贈された絵画や彫刻、版画、書、陶器などの保管、管理についてお聞きいたしました。1999年3月時点での收藏作品は215点で、そのうち展示公開されている作品を除いた119点が12坪の收藏庫に保管されている状態でした。改めてお聞きしますが、現在の收藏美術作品は何点あるのでしょうか。空調設備のない小さい收藏庫は、8年前の博物館長の御答弁では、スペースは收藏能力の限界だという状態でした。さて、8年が過ぎた現在の状態はどうなのでしょうか、お聞かせください。

郷土にゆかりのある作家の作品を散逸させず、集積、管理し、市民に公開することは博物館の役割の一つだと考えます。更に、芸術作品以外の生活道具や歴史的遺品、化石や遺物などの收藏や管理も博物館の役割だと考えますが、こういうものの寄贈は毎年どれほどあるのでしょうか。そして、それらをどのように保管し、活用しているのでしょうか。

最近、国際的な版画家、小池暢子さんの作品が100点ほど釧淵へ寄贈されると聞き及んでいます。本来ならば士別市に寄贈されてよいものです。市長は8年前の御答弁で、いずれそういうもの、ちゃんとした収蔵庫が必要になるときがあるだろう、それまでに作品管理について考えてみる必要があると述べられました。生涯学習のまちづくりには博物館活動の充実は欠かせません。芸術作品はもちろんのこと、すべての収蔵品を傷めることなくきちんと収蔵、管理できる空間の確保と整備は急がれると考えますが、どのようなお考え、展望をお持ちなのかお聞かせください。

輪島功一さんは士別が誇るチャンピオンですが、彼の栄光の軌跡を博物館に資料として展示されていることに違和感を持つのは私だけでしょうか。総合体育館に常設展示ができるようなコーナーをつくることを提案いたしまして、私の一般質問を終わります。（降壇）

議長（岡田久俊君） 昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時36分休憩）

（午後1時30分再開）

議長（岡田久俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

田苅子市長。

市長（田苅子進君）（登壇） 小池議員の御質問にお答えを申し上げます。

後期高齢者医療制度の対応について及び水田・畑作経営所得安定対策につきましては、私から答弁を申し上げ、後期高齢者医療制度に係る詳細について、また農業政策、交通安全、環境基本条例、市民活動の補助並びに美術品の収蔵につきましては、それぞれ担当部長、教育委員会並びに農業委員会から御答弁を申し上げます。

まず、障害者医療費助成制度の御質問でございます。北海道は障害者の医療助成の対象を老人保健法の適用による医療給付が受けられることができる方としておりましたので、老人保健法から高齢者の医療の確保に関する法律に変わったことに伴い、新たに創設されました後期高齢者医療制度に加入することを条件といたしたところであります。

このように北海道と同様の条件で障害者の医療費助成を行っておりますのは他に9県ありますが、このことにつきまして、政府与党の長寿医療制度の見直しに関する協議会は、6月12日に軽減対策等を決定いたしました。その中で医療費助成事業は都道府県独自の事業であるために、国が直接指示することはできないものの、該当する同県に再考を促すような内容として、それぞれの自治体において理解を得るための取り組みを含め、適切な対応を求めるとの表現でコメントが出されたところであります。

厳しい北海道の財政状況の中で、今後どのように北海道自体が国の考え方に対応するのか、その推移を見る必要もあると同時に、市町村財政とも大きく関連をしておりますので、北海

道市長会等を通じて慎重に対応してまいらなければならないと考えております。

次に、高齢者医療制度のあり方についてお尋ねがございました。老人保健医療対策は昭和48年に老人医療費が無料化されましたが、高齢者人口の増加、患者負担の無料化による老人医療費の急激な増大などにより、昭和58年1月をもって老人医療費の無料化が終了したところであります。その後、高齢者医療制度のあり方が問われる中で、現役世代と高齢者世代の負担の不公平性が指摘されたことに伴い、新たに後期高齢者医療制度が創設され、国民皆保険制度を将来にわたって維持するため、現役世代と高齢者がともに支え合う制度として開始されたところであります。

ところが、この制度の詳細が明らかになるにつれて、制度に対する高齢者への周知不足、保険料負担のあり方等々、さまざまな問題が提起をされ、この制度に対する不満が大きく渦巻いているところであります。

このようなことを踏まえ、国は保険料の更なる負担の軽減策等を講ずるような改善策を打ち出しましたが、この改善策は制度の抜本的なあり方について検討されたものではなく、当面の緊急避難的な措置として出されたものと思われまます。しかしながら、制度上多くの問題点について高齢者自身はもちろん、各界各層からも制度に対する批判が大きな国民世論となっており、本制度を廃止し改めて出発点に戻すべきではないかとの多様な意見が出ているところでもございます。

したがって、国においては今後こうしたさまざまな問題を改善する方向にありますので、この際十分検討し、より国民に信頼される制度となりますように期待をしております。

次に、水田・畑作経営所得安定対策にかかわってのお尋ねであります。この制度は、農家所得の確保についてこれまでの作物ごとの価格保障から農業経営全体を網羅した所得保障へと大きく転換し、施策の対象となる担い手を明確化する中で、その担い手への支援を集中的に、重点的に行うというものであります。

平成19年度の加入状況といたしましては、対象となる認定農業者は618戸のうち523戸が直接支払制度に、504戸が収入減少補てん対策に加入したところであります。

しかしながら、この制度に取り組んだ初年度から仕組みが複雑であったことに加え、制度における交付金の内容が明らかになるにつれて、導入前と導入後では実質的所得の目減りが想定されることから、全国的に見直しの声が上がリ、国といたしましてもこれらの要望にこたえる中で、本年度からは対象農家の拡大に向けて市町村特認制度を設けるなど、名称の変更も含め見直しがされたところであります。

2年目を迎えた現在でも、農産物の生産に対し、販売価格に加え固定払い、成績払い、収入減少補てん金と3通りの交付額によって所得が確保されるなど、極めて複雑な計算に基づくものであり、農家においてはまだまだ制度の仕組みになじめず、経営対策に苦慮している状況と伺っておりますことから、今後におきましても関係機関とともにきめ細かな説明をすることで周知の徹底に努めてまいりたいと考えているところであります。

そこで、この対策の対象とならなかった農家の実態であります。平成19年第1回定例会におきましてお答えをいたしましたように、昨年時点では対象品目の過去実績を持ちながら面積要件等により加入ができなかった農家数が実は61戸となっており、この内訳といたしましては、規模拡大により要件を満たす農家が2戸、他の作物へ転換する農家が23戸、作業委託を行う農家が14戸、農地処分により離農予定農家が18戸、方向性が未定の農家が4戸となっておりますが、平成20年度の状況といたしましては、最終的にこのうち1戸の方が加入を果たせず現在は農地の利用上やむを得ず対象作物を作付している状況となっております。

また、対策の導入による農家所得への影響についてであります。これにつきましては、その年における作物作付の変更もありますことから、簡単に比較するのは難しい面もありますが、対策導入前の平成18年度と導入後の19年度における対象4品目の収入比較で申し上げますと、平成18年度の対象4品目では作付面積4,100ヘクタールに対し、交付金を含めた販売総額が20億2,000万円、平成19年度では3,500ヘクタールに対し17億5,000万円となり、いずれも10アール当たりの収入額は5万円ではほぼ同額であると考えられます。ただ、平成19年度は小麦の品質が過去最高と言われるほど高品質であったことが反映されておりました。平年作の品質に置きかえますと収入は減少となること、加えて生産資材費の高騰により生産費の増加が見込まれますことから、小麦の固定払いに対する補てん金3,800万円を考慮したとしても、農家の実態としては所得が目減りしているものと考えるところであります。

そこで、減収となった農家への価格保障についてであります。固定払い以外については毎年の生産量、品質に基づき成績払いを得ることになり、また単収の減少に対してはそれぞれの品目ごとに共済制度が適用され、販売単価の増減によるものは経営全体として収入減少に対する補てん対策が適用されるものであります。このため、平成19年度の本市における収入減少補てん対策として、もち米、スズマル以外的大豆、てん菜がそれぞれ標準収入を下回ったため、個人ごとの生産実績に応じて211戸に対し今月中に4,600万円が交付されることになっております。

また、平成20年度の秋小麦の作付申請状況についてであります。今年6月末までの申し出により面積が確定となりますことから、昨年11月末の取りまとめ段階における数値で申し上げますと、作付体系の維持や現有の機械、装備等の関係から、326戸の1,402ヘクタールとなっており、平成19年度の実績338戸の1,386ヘクタールに対し、ほぼ同程度の面積となっております。

以上申し上げます。私からの答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 安川市民部長。

市民部長（安川登志男君）（登壇） 初めに、後期高齢者医療制度につきまして御答弁申し上げます。

まず、障害者に対するお尋ねでございますが、制度開始に向け本年1月中旬より65歳から74歳までの対象者188人の方に相談も含め意向を調査いたしました結果、後期高齢者医療制度に移行されなかった方は27人です。その理由といたしましては、後期高齢者医療制度に移

行しない場合は65歳から69歳までの方の医療費自己負担は3割となること、70歳以上の方は平成20年度までは自己負担1割となります。移行した場合は65歳から74歳までの方は医療費自己負担が1割となりますが、非課税世帯の方は初診時一部負担金のみで済むこととなります。しかしながら、現行の保険制度では被扶養者の方は保険料を納めておりませんので、後期高齢者医療制度では新たな保険料の負担が出てまいります。このため、新たな制度に移行した場合、または移行しない場合について、自己負担となる医療費及び保険料を見比べた上で、後期高齢者医療制度に移らないと判断されたものであります。

次に、保険料負担についてのお尋ねでございます。このたびの厚生労働省の全国モデル試算は、国民健康保険については平成19年度の税率等を使っての額と後期高齢者医療保険料との比較であります。国保税率等は各自治体によりさまざまな算出方法がとられておりまして、平等割額、均等割額、所得割額、資産割額につきましても個々の市町村ごとに決められているところであります。更に、軽減措置についても市町村によって7割、5割、2割、あるいは6割、4割の措置をしているところもございます。そこで、土別市について、本調査に当てはめてみますと、単身世帯及び夫が75歳以上で妻が75歳未満のモデルでは、すべて後期高齢者の保険料が国保税より低くなっており、夫婦ともに75歳以上で夫の年金額201万円までのモデルでも後期の保険料が低くなっております。しかし、75歳以上の親と子供夫婦との同居世帯では、すべて後期の保険料が高くなる試算結果となっております。自治体によっては均等割額、所得割額、更に平等割額による賦課方式をとっているところもあり、この方式では所得割に比重がかかっていることから、低所得者に後期の保険料が高く算出されたものと思われる。

今回の調査は12モデルのみの比較でありますことから、国保税等と後期の保険料負担の増減につきましては、正確な比較ができないのが実態でございます。

次に、制度開始後、113件にわたる問い合わせについての御質問でございますが、その内容といたしましては、1つには、後期高齢者医療制度の基本的な事柄について、次には保険料の算出方法や軽減方法について、次には年金からの天引きに関する問い合わせなどが主な内容でございました。

これらのお問い合わせに対しまして、制度の基本的な事柄につきましては、パンフレット等を利用し、保険料につきましては、世帯状況や課税状況の具体的な資料に基づき、また保険料の年金天引きにつきましては、介護保険料が天引きされていない方、介護と後期の保険料が年金受給額の2分の1を超えるときや年金受給額が18万円以下の被保険者については特別徴収対象外となり、年金から徴収ができないなどの御説明を行ってきたところであります。

次に、保険料の過大徴収や保険証の未着についてのお尋ねでございますが、所得情報などの間違いや計算誤りによる過大徴収はなかったところでございます。また、保険証につきましては、おひとり住まいで長期不在の方には事前に連絡をとり、保険証を後日自宅にお届けするなどの方法により、すべて御本人のお手元に届いております。

次に、75歳以上の健康診査についてのお尋ねでございますが、後期高齢者の健康診査は高血

圧症、脂質異常症、糖尿病、その他の内臓脂肪の蓄積に起因する生活習慣病に罹患し、既に医療機関に定期通院、または入院している方、生活保護世帯に属する方、特定健診または特定健診に相当する健診を既に受診済みの方のいずれかに該当する場合は対象外とされております。健診内容といたしましては、腹囲を含まない身体計測、診察、血圧測定、血液生化学検査、肝機能検査、空腹時血糖かヘモグロビンA1cのどちらかの血液検査、尿検査でございます。

また、健診料の自己負担につきましては、御本人に1割を負担していただくこととしておりましたが、3月議会で御答弁申し上げましたことを踏まえ、無料とすることとし、健診の実施時期が9月を予定しておりますことから、8月ごろ対象者に受診券を送付し、その際、自己負担がかからない旨の文書を同封いたします。

これらの健診の一連のスケジュールにつきましては、できるだけ早い時期に広報紙やホームページに掲載し、周知に努めるとともに、現在、各自治会等で行っている後期高齢者医療制度の説明会においても周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、75歳以上のがん検診についてであります。市が実施しております胃がん、肺がん、大腸がん及び乳がん、子宮がんの検診につきましては、これまで同様に75歳以上の方も対象として実施しており、70歳以上の方の検診料は無料となっております。なお、がん検診の周知につきましては、広報紙やチラシによる自治会内の回覧、防災行政無線によるお知らせ、更に保健推進員や各老人クラブへ周知を依頼するほか、健康教育の機会にもお知らせし、受診率の向上に努めているところであります。

次に、市民プール前の交通安全についてお答えを申し上げます。

本市における交通安全は、各学校での児童・生徒への注意呼びかけ及び各交通安全関係団体と連携を図る中、年代別や地域別など体系的な交通安全施策を展開しているところであります。そこで、夏場に向けてプール利用の本格化で利用者の増加が予想されるところでもあり、市民プール前の交通安全について、道路交差点に横断歩道や速度制限の標識の設置をとのお尋ねがございました。

まず、横断歩道につきましては、現在は信号機との組み合わせによる設置が実施されておりますことから、手押し信号の移設なども検討しながら土別警察署と協議し、公安委員会に要請を行ってまいりたいと存じております。

次に、30キロメートル程度の速度制限標識の設置につきましては、南中学校前道路が比較的短距離でありますことから、現段階では困難との回答を土別警察署から得ているところでございます。

また、何らかの安全対策をとることでございますが、対応といたしましては、プール出入口付近には注意喚起の表示を行っているところであり、今後、北側から南に進行する道路と南中学校前の道路との交差部分に区切り線となるドット線を引く計画であります。運転者に対しましては、各自治会の交通安全担当者の交通安全教室の開催、事業所では車両運転中における交通事故防止の徹底を図るとともに、土別警察署との連携ではパトカーによる警らをお願いし

ているところでもございます。各学校に対しましては、サイクルキャンペーンを実施し、交通安全のリーフレットと自転車専用の夜光反射材を配布しながら、意識の高揚を図っているところであり、今後も下校時やプールの利用する時間帯における啓発を実施する計画であります。

また、御承知のとおりこの秋には東大通りが開通し、国道40号線に接続するため、南中学校道路における交通量は大幅に減少すると予測しておりますが、次代を担う子供たちの安全確保は大変重要なことと存じますので、今後におきましてもプール周辺の状況を確認しながら、学校、地域、関係機関の一層の連携協力を図り、安全性の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、環境基本条例、環境基本計画の策定についてお答えをいたします。

まず、現段階で環境基本条例、環境基本計画を策定する意義と目的についてのお尋ねがございました。環境基本条例や環境基本計画の策定につきましては、平成6年に国の第1次環境基本計画、更には平成10年に北海道の環境基本計画が策定された段階におきましても、それぞれ全庁横断的な会議を開催し、本市の環境政策の方向性について論議してまいりましたが、その段階におきましては条例や計画の重要性については認識するものの、土別市の良好な環境条件や市民のさまざまな取り組みを踏まえた場合、当面は既存の大気や水質、土壌の汚染、森林の保護や廃棄物の処理等を規定した個別の法律や条例及び計画の趣旨を決定するという方向で集約がなされ、環境基本条例や計画の策定を先送りいたしました。ところが、ここ数年、地球温暖化を要因として海面温度の上昇に伴う台風の通過、局地的な豪雨や季節外れの瞬間的な温度低下や温度上昇など、これまで本市では考えられない異常気象が頻発しております。この状況を打開し、すべての市民が健康で安全かつ快適な文化的な生活を営むことができる良好で快適な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくためには、総合的なルールとしての環境基本条例と環境基本計画の策定が必要と考え作業に着手するものであります。

また、お話しにありました公共施設敷地内の樹木等の伐採につきましては、例えば旧簡易裁判所の敷地内にあり、現在も広通りの中央分離帯に残されている柳の老木や開拓記念公園のコブシ、そして土別小学校のポプラや国道に面した西香園の木立などは、木々があることによってもたらされる安らぎはもちろんのこと、景観の面でも地域のシンボルであるだけでなく、市民の精神生活の上で極めて重要な存在であります。これらを伐採する場合はもとより枝払いなどの形状の変更についても市が独断で実施することは望ましくないと存じますので、市民への説明と合意の取りつけ、あるいは原状回復など環境基本計画に市の責務として盛り込むという点につきましては、樹木等の所有者が市以外の場合も含めて計画策定の過程で前向きに検討してまいります。

次に、策定に当たっての市民参画の仕組みづくりについてであります。まずは市民と行政が共通の場で学習し協議する機会を持ち、大学の環境問題の研究者のアドバイスをいただく中で、学習を基礎として市民と行政が協働して計画策定を進める仕組みを構築してまいりたいと存じます。

以上申し上げて、御答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君）（登壇） 私から市民活動への補助事業実施要綱についてお答えをいたします。

最初に、御質問のありました2つの事業についてその概要を申し上げます。

まず、市民自主企画事業マイプラン・マイスタディについてであります。本事業は多様化する市民の自主的な学習活動を支援することを目的に昭和59年から実施している事業であり、市内の団体やサークルなどが自主的に講習会や研修会、更に技術習得のための教室を企画し、広く市民に呼びかけて開催する事業に対し、講師謝礼や資料等の印刷代など2万円を限度に支援するものであります。

次に、市民協働のまちづくり推進事業につきましては、市民の主体的な地域活動を推進し、市民協働のまちづくりの意識を醸成することを目的に、市民団体等の公益的な取り組みに対して1事業10万円を限度に支援を行うもので、平成16年度からスタートし、合併後の新市においても継続して実施しております。

そこで、事業実施の際の名簿の必要性であります。補助対象要件としてマイプラン・マイスタディ事業にあつては、5人以上の市民で構成する団体、市民協働のまちづくり推進事業にあつては3人以上の市民で構成する団体、またはグループと規定しており、必要に応じて氏名と住所等の記載をお願いして、対象者の資格の確認を行うとともに、事業終了後にはその事業効果を明らかにするために参加者名簿の提出を求め、参加者が市内在住者か、男性か女性かなど、必要な事項の確認をする資料としております。特に市民協働のまちづくり推進事業においては、事業費のほかにまちづくり意識を共有するための経費として、昼食代や茶菓代等を含む報償費として、1人当たり1,000円、最高で5万円を認めていることから、こうした経費の支出がある場合には対象者の名簿を提出していただき、確認を行っているところであります。

また、提出された名簿の管理についてであります。名簿等の個人情報につきましては、士別市個人情報保護条例及び士別市事務取扱及び公文書等の管理に関する規定に基づき、収集する個人情報の項目を総務課に届け出ることになっているなど、他の文書と同様に適正な管理をしているところであります。

次に、事業実績報告については、参加者の数のみの報告に改善できないかとお尋ねがございました。さきにも申し上げましたとおり事業の中には対象者を士別市民に限定している事業もあり、その資格確認のためにも、また補助対象経費の算出に当たって、名簿の提出が必要な場合もあることから、すべての事業について数のみの報告とすることは、公金を支出する補助事業の適正な運用の観点から困難であると考えております。しかしながら、事業の中には名簿等の提出を必ずしも必要としない場合も考えられること、あるいは個人情報保護の重要性が増している昨今の情勢等を考慮する必要もあることなどから、全体的に見直しを行い、必要最低限の名簿を提出していただくなど、改善してまいりたいと考えております。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 辻教育部長。

教育部長（辻 正信君）（登壇） 私から博物館における郷土の作家の作品収蔵、管理、展示についての御質問にお答えいたします。

最初に、収蔵備品数と収蔵庫についてであります。平成11年度以降18年度末で登録されている作品は当時に比べ94点増え、309点となっており、このほか寄託を受けている作品が絵画、書道で53点、写真170点を合わせますと532点が収蔵されております。収蔵庫の状態につきましては、大半は絵画、版画、写真が収蔵され、現在もスペースに余裕がなく、収蔵庫内の通路に大きなサイズのものを置くなど、工夫をしながら収蔵しているのが現状であります。

また、芸術作品以外の寄贈や収蔵、管理についてであります。昭和56年の開館以降、芸術作品を除きますと約1万2,000点が収蔵されております。開館当初、既に4,800点の収蔵がありましたので、それ以降、多少の増減はありますが、年間280点ほどが寄贈されておりまして、主な分類別では生活関連が全体の36%、次に考古15%、動物、産業がそれぞれ12%を超える数字となっております。

資料の保管につきましては、常設展示が約1,800点、博物館収蔵庫に5,130点、公会堂収蔵庫に530点、旧北温小学校に3,600点、旧茂志利小学校に940点をそれぞれ保管いたしております。資料は増えることがあっても減ることはありませんので、同一施設での一元管理ができない状況となっておりますが、貴重な資料をお預かりしておりますので、今後も劣化防止と良好な保管・管理に努めなければならないものと考えております。

また、資料の活用につきましては、常設展示資料は経年劣化などで傷んだ資料についてはその都度交換をしており、収蔵庫におさめられている資料につきましては、講座やテーマ展の開催及び他施設への貸し出しも行っており、有効活用に努めているところであります。

そこで、芸術作品の収蔵管理ができる空間の確保と整備、展望についてのお尋ねであります。当面は現状の収蔵庫を何とか整理、工夫をしながら作品の保管を考えておりますが、生涯学習情報センター「いぶき」の空きスペースや合併により空間のできた朝日総合支所など、保管環境のよい施設も市内にありますことから、そういった施設との調整も含め今後十分検討してまいりたいと考えております。

また、小池暢子氏の作品につきましては、剣淵町からの強い要望があり、寄贈ということになったと伺っておりますが、御本人の御意向もありますので、その御意思を尊重しなければならないものと思っております。

次に、輪島功一氏からの寄贈資料を総合体育館に常設展示できるコーナーをつくることの御提案ですが、昨年4月に輪島氏からチャンピオンベルト、トロフィーなど28点が寄贈され、現在、博物館公会堂展示館にコーナーを設け展示しておりますが、特別企画展など大きなイベントの際には移動するなど、工夫した活用を考えております。御提案のありました総合体育館ロビーには陸上競技選手のトロフィーやユニフォーム、長野オリンピックのカーリング用

品、写真などが飾られており、体育館のロビーとしての機能も考えますと手狭でありますし、輪島氏から話があった際に寄贈品が多いことなども考慮し、公会堂展示館で土別ゆかりの人コーナーとして展示することになったもので、御本人の御意向もありますので、将来、適切な展示施設が確保されるまでの当面の間は、引き続き公会堂展示館で保管をしまいたいと考えておりますので御理解いただきたいと存じます。

以上申し上げて答弁いたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 松川農業委員会会長。

農業委員会会長（松川英一君）（登壇） 小池議員の御質問のうち、農業委員会にかかわる部分について私からお答えさせていただきます。

初めに、耕作放棄地の調査内容と目的についてのお尋ねがありました。本市農業委員会における耕作放棄地の調査につきましては、毎年農地パトロールにおいて耕作放棄地、遊休農地等の発生防止、解消に取り組んできたところであります。しかし、全国的には農業経営者の高齢化や相続等による不在地主の増加などにより、耕作放棄地面積が38万6,000ヘクタール、うち農振農用地区域内の耕作放棄地面積は15万ヘクタールとなっており、本市においても平成19年度で水田3.4ヘクタール、畑50.2ヘクタールの合計53.6ヘクタールが耕作放棄地となっております。

一方、国際的な食料事情が不安定化する中で、国内的には今後も農地面積の減少が見込まれることから、食料の安定供給を図るために優良農地の確保とともに耕作放棄地を解消していくことが緊急の課題となっております。農林水産省は平成19年に全国的な耕作放棄地の調査を実施しました。この結果を受けて、農林水産省は耕作放棄地の現状把握は一定程度前進したが、耕作放棄地解消に資する施策を検討していく上ではまだまだ不十分であり、すべての耕作放棄地を農地に戻せるのか、非農業的利用を検討せざるを得ないのか、営農再開や保全管理の可能性、課題などを的確に把握するため、本年4月、昨年行った実態調査の結果を生かしつつ、耕作放棄地の現状にあわせ、農地法第2条第1項の規定による農地、非農地に区分するため1筆ごとの調査を全市町村に通達いたしました。これを受けて、本市農業委員会も市経済部など関係機関と連携しながら本年6月から全域の農振農用地区域内について調査をしており、9月に終了する予定であります。この調査結果に基づいて優良農地を確保し、耕作放棄地の解消を図るため本年度末までに関係機関と協議を進め、土別市における耕作放棄地の状況に応じた支援策、耕作放棄地解消計画を策定し、5年後をめどにその解消を目指そうとするものであります。

次に、農地政策の見直しについてであります。平成18年9月に経済財政諮問会議において第1次報告が取りまとめられました。その内容はE P A締結の加速化をねらいとした農業改革の方向を示すもので、農業参入への原則自由化を目指し、農地の所有、利用の移動規制の撤廃により農地を一般不動産と同等に扱う、農地行政を執行する農業委員会の必置義務を廃止するなど、農業農村の崩壊を招きかねないものであります。平成19年11月には農林水産省で農地政策の展開方向についてを公表し、平成20年度内に農地制度改革案を取りまとめ、平成21年通常

国会へ法案を提出する予定であります。

しかし、その内容は農地の所有権と利用権の規制を切り離し、所有権については規制を維持しつつ、利用権については規制を見直し、一般企業等の農業参入を認めることや担い手の選択肢を拡大する観点から、長期間の賃貸借が可能となる措置や標準小作料制度の廃止など多くの問題を含んでおります。農業委員会系統組織である全国農業会議所は5月30日、全国農業委員会長大会を開催し、都道府県農業会議の総意として、農地の適正かつ効率的な利用を担保するため、所有権、利用権ともに不耕作目的での農地の権利取得等を排除するため規制は必要である。また、賃借にかかわる規制緩和は耕作者主義を原則とする我が国農地制度の体系に大きな影響を与えるものであることから、政府が進めようとしている規制緩和については容認することができないことを決議いたしました。

今後の農地制度改正に向けた具体的な検討に当たっては、我が国の食料自給率向上が喫緊の課題であること、農地は極めて公益性の高いかけがえのない国民共有の公共財であることを踏まえ、新たな政策理念を明確にした上で、優良な農地確保、保全とその有効活用が図られる見直し案の確立を政府国会に要望しているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 13番 谷口隆徳議員。

13番（谷口隆徳君）（登壇） 20年第2回定例会に当たり、通告のとおり一般質問をいたします。

本市地域新エネルギービジョンについて質問いたします。

今、私たちの未来を考えると、およそ50年間につくり上げられてきた現在の社会的技術システムには大きな前提条件があることに気づきます。それは石油依存型社会、近代化、利便性増進という前提であります。しかし今、これらの前提は崩壊し、石油文明からの脱却あるいは循環社会の実現という課題が現実的になろうとしております。資源環境問題の深刻化により2005年2月16日、ロシアの批准によって温暖化ガス削減に関する京都議定書が発効いたしました。世界各国が協力して化石燃料の消費を減らし、再生可能エネルギーによる代替を進めようとしています。本市はこのほど独立行政法人新エネルギー産業技術総合開発機構の補助を受けて、土別市地域新エネルギービジョンを策定いたしました。策定委員会が昨年10月に設置され、本年1月まで4回の会議を開き、先進地調査も行って、土別市における新エネルギーの活用展望について調査検討されて、本計画が策定されたものとされています。

計画では、新エネルギーの導入に向けて森林系木質バイオマスや農業系バイオマス活用、雪氷熱利用、太陽光発電利用など6つの重点プロジェクトを設定して、実現可能なものを調査検討し進めようとしています。

そこで、このプロジェクトを今後どのように進めていくのか。推進体制も含めその考え方をお伺いいたします。

次に、ほとんど利用されていない地域の再生可能エネルギーを再考することにより、地域の

再生を考えていくことはまことに重要な取り組みであると考えます。石油時代への移行は、我が国では1958年から1973年の15年間で行われたと言われております。木や竹でつくられていたものがプラスチックに置きかえられ、家庭のエネルギーも木炭や炭から石油や天然ガスに取ってかわりました。薪炭原料を提供していた雑木林の多くが建築材料となる針葉樹林に転換され、日光が地表まで届き、低成木や下草が多様に育ちやすい明るい広葉樹林は、暗くて下草が生えにくい針葉樹林に置きかえられました。しかし、我が国の材木は外材に押され、せっかくなかった針葉樹林の大半は放置されて現在に至っております。暗い針葉樹林にはシカなどのえさが少ないため、食料が不足したとき、苗木や畑地に来て大きな被害を及ぼしている現状にあります。更に林業従事者の後継者づくりが暗礁に乗り上げられており、高齢化が進み、今や限界に達しつつあります。

よりよい針葉樹林を育てるためには50年、100年というスケールで下枝落としや間伐を行わなければなりません。国産材が低迷している中で間伐を行うことも、間伐した材を山からおろすことも困難な状況です。

再生可能なエネルギー、そして地球環境情勢を考えると、地産のバイオマス利用は地域林業、林産業の活性化の一助にもなり得ると考えます。

また、更に水源の涵養、土砂災害などの防止、景観保全の上からも森林の多面的機能維持を図っていくことができ、他の先進地域などを参考にして森林系のバイオマスの利用促進を図るべきだと思いますし、地産のバイオマス利用、特に木質ペレットやブリケット等の地元での製造、そして導入、普及を図っていくべきだと考えますが、今後の取り組みについてお伺いをいたしたいと思います。

次に、C型及びB型肝炎対策等についてお伺いをいたします。

本市では満40歳になる者及び未受診者を対象にして肝炎検査を実施するとあり、C型抗体検査、B型抗原検査が実施されております。C型肝炎ウイルスの持続感染者は全国で150万人以上いるとも言われ、大きな社会問題となっております。そこで、住民の健康を守るために今まで肝炎検査が実施されていますが、本市において今まで何人の方が受けて、どう対処しているのかお伺いをいたします。

このたび特に朝日地区においては、肝臓がんによる死亡率が高いことから、その原因を明らかにするため肝炎の感染経路等について調査をされると聞いております。どのような機関がどのような調査を行うのかお伺いをいたします。

肝炎に感染し、発症されている方は長期に継続して治療を受けなければなりません。現在、有効な治療薬も開発されておりますが、その薬は高価であると聞いております。また、治療については難病認定による医療費補助もあり、一病院にかかれば定額の医療費補助で済みますが、複数の病院にかかればその医療機関ごとに医療費を払わなければならない仕組みで、複数の病院にかかれば月々の医療費がかさんで大変であるとの声もあります。医療費等については国や道の補助事業があり、国においては国内最大の感染症であるB型、C型ウイルス性肝炎につい

て将来の肝硬変、肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止、ひいては国民の健康保持、増進を図るため、インターフェロン治療にかかる医療費助成事業を本年4月から、道では道単独で平成17年10月から医療費補助事業を実施されておりますが、このたびの国の制度の実施に伴い、道単独で実施してきた事業のうちインターフェロン治療にかかるものについては、肝炎治療特別促進事業として新たに本年4月より実施されました。これらの国・道の事業について、現在本市における利用実態とその制度の中身についてお尋ねをいたします。

いずれにしても、これらに感染し発症された方々にとりましては、身体的、経済的な不安と負担は継続することとなりますし、高齢化が進んでいく中で早急な検査体制と医療体制の充実は急務であると考えます。現在も対応が進められてはおりますが、今後行政として地域住民に対して安心できる支援体制をしっかりととっていく必要があると思います。どのように考えていかれるのかお伺いをいたし、一般質問を終わります。（降壇）

議長（岡田久俊君） 田菰子市長。

市長（田菰子 進君）（登壇） 谷口議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、私から土別市地域新エネルギービジョンについて申し上げ、C型及びB型肝炎対応につきましても、保健福祉部長のほうから答弁を申し上げます。

近年、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出による地球温暖化問題が顕在化をし、この抑制については国際規模での取り組みが必要となっており、来月開催の北海道洞爺湖サミットにおきましても主要なテーマとして議論がされることとなっております。本市では省エネルギーに対する取り組みはもとより、地域に賦存する再生可能な新エネルギーの活用方を広く検討していくことを目的に、今年2月に土別市地域新エネルギービジョンを策定したところであります。そこで、計画に掲げた6つの重点プロジェクトの推進体制についてお尋ねがございましたが、計画では本市の自然環境や社会環境などの地域特性をもとに、市内のエネルギー消費の実態を明らかにするとともに、森林系木質バイオマスの利活用を初め農業系バイオマス、雪氷熱利用、太陽光発電、下水汚泥熱の利用に加え、新エネルギーの普及啓発活動を推進するといった6項目を重点プロジェクトに位置づけて、今後実現可能な分野から検討を進めていくことといたしております。

プロジェクトの推進に当たりましては、まずは新エネルギーに対する市民の関心を高め理解を得ていくことが重要なことから、先月市内全戸に計画のダイジェスト版を配布したところであり、今後におきましては市のホームページや広報による情報提供にも努めてまいりたいと考えております。

また、重点プロジェクトの推進にかかわる市内体制としては、政策会議において新エネルギーにかかわる情報共有と具体的な検討を行い、更にこれまで計画策定に協力いただきました地元委員と関連する事業者などで構成する検討組織を設ける中でプロジェクトの推進に当たってまいりたいと考えております。

次に、地域の再生可能エネルギーにかかわってお尋ねがございました。森林は国土の保全や

水資源の涵養に加え、快適な生活環境保全などの公益に資する機能のほか、木材等を生産する機能を有し、市民生活にも深く結びついておりますが、国産材の低迷が続いていたために管理が十分に行われない状況にもありました。このため本市では、森林が持つ多面的機能に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた森林の整備及び保全を総合的に行い、更に健全な森林を育てる力強い林業、林産業を目指すための森林整備計画を策定し、森林施業に当たっては中長期的な視点で森林所有者はもとより、森林組合、各企業も一体となって推進をしているところであります。

また、森林の健全な育成を図る上で、その生産活動が持続的に行われることが極めて重要でありますことから、植栽、保育、間伐、伐採等については、国や道の各種補助事業を積極的に活用し、継続的に取り組んでいるところであります。

このように林業と林産業を主要な産業とする本市にとっては、市内の木工所など林産企業から生じる木質バイオマスは年間を通じてその供給が可能であり、こうした副産物の再利用は新たな分野に道を開くという観点からも有効であるため、今後はこうした取り組みが更に重要性を増すものと認識しております。

次に、地産の木質バイオマス利用に関して、今後の取り組みについてはどうかというお尋ねでありました。バイオマスをエネルギー源とする意義としては、まずはCO₂を増加させないこと、更には地域の資源である森林や農業から発生する廃棄物や未利用のまま放置されていたバイオマスをエネルギーとして代替活用できるといったメリットを有しております。こうした状況を踏まえて、市内の企業においては未利用資源を用いた燃料用の木質ブリケット製造に向けて、現在検討を進めているとお聞きをしております。

なお、このブリケットは、解体材・チップ等を直径5～8センチメートルの円筒形に圧縮固化したもので、5ミリ程度のペレットと比較してもサイズが大きいのが特徴で、燃焼開始から短時間で多大なエネルギーを発生するなど発熱量が高いと言われております。こうした取り組みはCO₂を効果的に削減する手段として、あるいはこれまで使われていなかった資源を再利用できるといった循環システムの構築、更には今日の急激な原油高騰を受け、新エネルギーとしての活用が期待が高まっている反面、ブリケット製品を初めとする木質バイオマスの導入、そして普及までには安定的な需要先の確保、暖房・ボイラー機器の変更に伴う費用の負担、燃料貯蔵庫の新設等といった課題も抱えております。地産の木質バイオマスの導入、そして普及に当たりましては、解消しなければならない課題もありますが、民間事業者が先導的に取り組む事業に対して、行政がどのような形でこれを支援できるかも含めて、相互に連携、協働できるようなシステムづくりを今後検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 宮澤保健福祉部長。

保健福祉部長（宮澤勝己君）（登壇） 私からC型及びB型肝炎対策についてお答えいたします。

C型肝炎及びB型肝炎につきましては、感染時期が明確でないことや自覚症状がないことが多いことから、適切な治療の時期を逃し、本人が気づかないうちに肝硬変や肝臓がんへ移行する感染者が多く存在することが問題となっております。

こうしたことから、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、住民自身が肝炎ウイルスの感染状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受け医療機関を受診することにより肝炎による健康障害を回避し、症状の軽減や進行を遅延させることを目的として、平成14年度から5年間は40歳から70歳までの5歳刻みの方を対象として、更に平成19年度からは40歳になる方及び未受診者を対象として肝炎ウイルス検診事業を実施しております。

そこで、本市における肝炎検査の実態についてであります。平成14年度から平成19年度までの肝炎検査の受診者数は、C型では2,701人、B型では2,825人で、このうち朝日地区はいずれの検査も444人となっております。また、検査結果が陽性となった人数はC型では32人、このうち朝日地区は11人となっており、B型では57人で、このうち朝日地区は12人となっております。

この検査により陽性となった方については、個別に訪問し、北海道が実施しております肝炎ウイルス精密検査費用の助成制度についてお知らせするとともに、医療機関で精密検査を受けるよう勧奨いたしております。

次に、朝日地区で今年予定されております肝炎調査の内容についてであります。北海道健康づくり財団が取りまとめた北海道における主要死因の概要によりますと、道内の肝臓がんによる死亡率が高い地域に函館市の一部地域と空知管内南部の一部地域、更に朝日地区が該当しております。そこで、C型肝炎問題を考える会では、道内で肝臓がんによる死亡率が高い地域を対象に、その原因を明らかにするため肝炎の疫学調査を実施しており、既に2地域の調査を終了し、8月には朝日地区の肝炎調査を実施することになっております。この調査につきましては、4日間の予定で20歳以上の約200名を対象として血液検査及び腹部の超音波検査を無料で実施するもので、調査の日程等については今後チラシ等により周知されますし、検査結果については本人に通知されることになっております。

なお、この調査については、市に協力要請がありましたので、保健師が問診等の聞き取り調査を行うとともに、結果が陽性となった方には医療機関を受診するよう勧奨してまいりたいと考えております。

次に、国や道の医療費助成制度の内容と本市における利用実態についてであります。肝炎の治療に係る医療費の助成制度としましては、国の特定疾患治療研究事業の対象疾患、いわゆる難病として難治性肝炎のうち劇症肝炎が指定されております。この助成内容につきましては、一医療機関にかかる1カ月の医療費の自己負担限度額が市民税の課税状況に応じて生計中心者が患者本人の場合と本人以外の区分、更に外来と入院に区分し、段階的に無料から2万3,100円の間で定められております。

また、B型、C型ウイルス性肝炎の根治を目的としてインターフェロン治療が行われており

ますが、治療に伴う医療費が高額なことから、北海道は平成17年10月からインターフェロン治療による医療費を助成するウイルス性肝炎進行防止対策医療給付事業を実施し、ウイルス性肝炎の肝硬変への進行や肝臓がんの発生を防止し、患者の効果的な治療を推進しております。この助成内容につきましては、1カ月の自己負担限度額は市民税非課税世帯は無料で、課税世帯は1医療機関ごとに入院は4万200円、通院は1万2,000円、調剤は無料となっております。更に国は本年4月からインターフェロン治療に係る医療費を助成する肝炎治療特別促進事業を実施いたしております。この助成内容につきましては、利用した医療機関の数にかかわらず1カ月の医療費の自己負担限度額が定められており、市民税の課税状況により1万円、3万円、5万円の負担区分となっております。この新たな国の助成事業により、インターフェロン治療に係る医療費の助成については国の事業に移行されますが、自己負担限度額がこれまでの道の事業による自己負担限度額を超える場合は、患者の負担増とならないよう差額を道の事業により償還払いされることとなっております。

これらの助成制度は名寄保健所が窓口となり申請や相談に当たっておりますが、平成20年3月末現在、士別市の制度利用者数は特定疾患治療研究事業では21人、このうち朝日地区は2人となっており、ウイルス性肝炎進行防止対策医療給付事業では68人で、このうち朝日地区は10人となっております。

また、国の新たな肝炎治療特別促進事業につきましては、名寄保健所が5月末に事業の該当者に周知し、助成申請の受け付けを開始しているところであります。

次に、地域住民に対する支援体制についてであります。C型肝炎やB型肝炎は本人が気付かないまま感染している人が多いことから、肝炎検査の結果、陽性となった方は医療機関を受診し、精密検査により感染の状況を確認することがまず必要であります。更に精密検査により感染者であると診断された場合は、定期的に医療機関を受診して肝臓の検査を受けて健康管理に役立てるとともに、病状に応じて適切な治療を受ける必要があります。

したがいまして、早期に肝炎ウイルスの感染状況を確認し、適切に対応することが重要なことから、市といたしましては今後におきましても肝炎検査について個別通知や広報紙などにより周知し、受診率の向上を図り、市民が安心して生活できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上申し上げまして答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 2時39分散会）